

事務連絡  
平成26年12月9日

各医療機関 御中

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

新規疾患にかかる医療費助成の申請・認定等について（依頼）

日頃、難病対策については、御協力ありがとうございます。

さて、新規疾患にかかる医療費助成の申請・認定等に当たっては、次の事項について、ご承知及びご協力をお願いいたします。

1 指定医・医師定医療機関の指定・公表

平成26年12月8日までの受付分について、本日9日付けで指定し、その後速やかに健康政策課のHP（<http://www.pref.tottori.lg.jp/219276.htm>）において、公表する予定であること。

（その後の受付分については、速やかに指定・公表を行う（年内は頻繁に）予定）

2 指定医への受診の周知

指定医の指定に伴い、新しく医療費助成の対象となる疾患の方は指定医への受診が可能となるので、1の公表にあわせて、その旨を県のHPにおいて周知すること。

3 診断基準及び臨床調査個人票

医療費助成対象となる110疾病の診断基準及び臨床調査個人票が、厚生労働省のHPに公表されたこと。（鳥取県のHPにおいてもリンクさせる予定）

（厚生労働省HP：<http://www.whlw.go.jp/>  
トップページの「分野別政策」「健康・医療」「健康」「難病対策」をクリック）

4 支給認定に係る申請の意思表示

難病法の施行時の取扱いとして、新規申請者については、次のとおり支給認定の遡及適用が認められることとなることから、対象疾患の方が、年内に医療費助成の申請ができない場合には、別紙の意思表示書を県（申請者の住所地を管轄する福祉保健局（福祉事務所））へ提出するように指導願いたいこと。

（国の通知抜粋）

新規申請者については、指定医が作成した診断書を添えて都道府県に申請を行うこととしているが、指定医の指定及び診断書の様式の公表から法の施行までの期間が限られており、法の施行までに医療機関を受診し、指定医の診断書を添えて申請を行う十分な時間的余裕がない場合があり得る。このため、平成26年12月31日までに都道府県に対し書面による申請の意思を表示し、平成27年2月28日までの間に規則第12条に規定するところにより申請書及び必要な書類が提出された場合には、平成27年1月1日に遡って支給認定の効力が生じるものとして差し支えない。

（ 担 当 ）

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部健康医療局

健康政策課がん・生活習慣病対策室 村上・熊谷

電話 0857-26-7194・7769

ファクシミリ 0857-26-8143

【注意事項】本書は、新規申請者に限り、例外的に、医療費助成の開始日を平成27年1月1日に遡るためのものです。特定医療費の支給認定の手続き（支給申請手続き）とは異なりますので、本書の提出後、平成27年2月28日までに、特定医療費の支給申請手続きを行ってください。

## 新規申請者のみ

### 特定医療費（指定難病）支給申請の意思表示書

平成26年12月 日

私は、下記のとおり、特定医療費の支給を申請する予定であることを申し出ます。

なお、本書の提出後、平成27年2月28日までに特定医療費の支給申請手続きを行います。

指定難病の受診者 (空欄に記入ください)	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
	住民票 住所	(郵便番号 - ) (電話 - - )
	病名	

この書面の提出先：受診者の住所地を所管する総合事務所又は福祉保健事務所（保健所）  
※ファクシミリによる提出可

東部福祉保健事務所 TEL 0857-22-5694、ファクシミリ 0857-22-5669  
中部総合事務所福祉保健局 TEL 0858-23-3142、ファクシミリ 0858-23-4803  
西部総合事務所福祉保健局 TEL 0859-31-9317、ファクシミリ 0859-34-1392

### 【この書面について】

この書面は、新規申請者に限り、例外的に、医療費助成の開始日を平成27年1月1日に遡るためのものです。以下①及び②の両方を行ってください。

- ① この書面を、平成26年12月31日までに、上記の提出先に提出してください（意思表示書の提出）。窓口提出は12月26日まで、郵送は12月31日消印有効
- ② 上記①の提出後、平成27年2月28日までに、特定医療費の支給申請手続き(※)を行ってください。（支給申請書の提出）

※手続きは、別途、臨床調査個人票（診断書）及びその他の書類を県に提出するものです。  
必要書類等、ご不明な点は上記提出先にお尋ねください。

※①の意思表示書を期限通り提出しても、②の支給申請手続きが平成27年2月28日を過ぎた場合は、助成開始日が平成27年1月1日となりませんのでご注意ください。